

市税の猶予制度について

●納税にお困りのときは、納税相談を

市税が滞納になると、督促状や催告書が発送され、延滞金が加算されます。

法律では、「督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに、その督促にかかる税金を完納しないとき」は「財産を差し押さなければならぬ」と定められています。しかし、うっかり忘れ等の事情を考慮し、催告書を発送するなど、納税を促しています。それでもなお納税されない場合は、財産調査の上、やむなく大切な財産（動産、不動産、給与、預貯金、生命保険、年金など）を差し押さえることとなります。

納税にお困りの場合は、そのまま放置されずに早急に市に相談をしてください。

●市税を一時に納付できない方のために、猶予制度があります

災害、病気等で納付が困難と認められる場合など法定猶予（「徴収猶予」、「換価の猶予」）に該当するときは、納める時期を遅らせることや、納める税額を分割にすることが出来ます。（原則1年以内）

これら猶予に該当した場合は、猶予期間中の延滞金の全額または一部が軽減され、差し押さえや換価（売却）が猶予されます。

法定猶予の適用を受ける場合は、収支・財産等を明らかにする書類等の提出が必要です。また、原則、担保提供が必要です（土地、建物、国債等）。

●市税の猶予制度について

市税の猶予制度の概要は次のとおりです。

徴 収 猶 予	<p>次のいずれかの理由に該当し、市税を一時に納付することができないときに、申請により認められます。猶予期間は原則1年以内です。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 災害又は盗難にあったとき(2) 本人やその生計を同一にする親族が病気にかかり又は負傷したとき(3) 事業を廃止し、又は休業したとき(4) 事業について著しい損失を受けたとき(5) 本来の納期限から1年以上経過した後、修正申告などにより納付すべき税額が確定したとき <p>➡ 適用を受けると…</p> <ul style="list-style-type: none">・差し押さえや督促が猶予されます。・猶予期間中の延滞金が全額もしくは一部軽減されます。 <p>➡ 適用を受けるには…</p> <ul style="list-style-type: none">・申請が必要です。{(5)のみ納期限までの申請が必要です}・原則、担保提供が必要です。 <p>➡ 必要書類</p> <ul style="list-style-type: none">①徴収猶予申請書 ②財産収支状況書 ③収支の明細書④担保の提供に関する書類⑤事実を証明する書類（り災証明書、医療費の領収書、給与明細、決算書等 猶予に該当する事実に応じて異なります。詳細はお問い合わせください。）
----------------------------	--

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">申請による換価の猶予</p>	<p>次の全てに該当する場合に申請により認められます。猶予期間は原則1年以内です。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 市税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にする恐れがある (2) 市税の納税について誠実な意思を有すると認められる ※現在において市税を優先的に納付する意思を有しているか、従来において期限内に市税を納付していたかどうか、確実に分納を履行していたかどうか等を参考として市が判定します (3) 市税条例で定める申請期限内(※)に申請書の提出がある ※猶予を受けようとする市税の納期限から6か月、ただし固定資産税都市計画税、市県民税は、納期限から6か月または法定納期限(相当年度の第1期)から1年のいずれか遅い方 (4) 原則、他の市税に滞納がない <p>➡ 適用を受けると…</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則差し押さえが猶予され、差押財産の換価が猶予されます。 ・猶予期間中の延滞金が一部軽減されます。 <p>➡ 適用を受けるには…</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請期限{上記(3)参照}までの申請が必要です。 ・原則、担保提供が必要です。 <p>➡ 必要書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ①換価の猶予申請書 ②財産収支状況書 ③収支の明細書 ④担保の提供に関する書類
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">職権による換価の猶予</p>	<p>次の全てに該当すると市が認めたとときに、<u>市が職権にて適用します</u>。猶予期間は原則1年以内です。また、原則担保提供が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 次のいずれかに該当する事由がある <ul style="list-style-type: none"> ①差押財産を直ちに換価することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にする恐れがあるとき ②差押財産の換価を猶予することが、直ちに換価するよりも、現に滞納になっている市税及び今後発生が予想される市税の徴収上有利であるとき (2) 市税の納付について誠実な意思を有すると認められる <p>➡ 適用を受けると…</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則差し押さえが猶予され、差押財産の換価が猶予されます。 ・猶予期間中の延滞金が一部軽減されます。 <p>➡ 必要書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ①換価の猶予申出書 ②財産収支状況書 ③収支の明細書 ④担保の提供に関する書類
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">納付誓約</p>	<p>納税者からの申出のうち、完納までの期間が短期間である等の場合に適用されます。期間は原則1年以内です。</p> <p>➡ 納付誓約をしていても…</p> <ul style="list-style-type: none"> ・期間中、延滞金が加算されず(軽減なし)。 ・期間中でも、納付資力があると判断すれば、財産の差し押さえを予告無く行う場合があります。 <p>➡ 必要書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ①市税納付誓約書 ②財産収支状況書(1年を超える納付計画の場合)